

2014年4月28日 全9頁

配偶者控除の改正で女性の働き方は変わるか

「103万円の壁」を取り除くために必要なこととは

金融調査部
研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 年間の給与収入が「103万円」または「130万円」の範囲に収まるよう就労調整を行っている女性は多く、これが女性の活躍推進を妨げているとされ、「103万円の壁」、「130万円の壁」と言われている。安倍首相は税・社会保障上のこうした問題について見直すよう指示し、2014年4月14日の政府税制調査会において検討が開始された。本稿では「103万円の壁」について述べる。
- 就労調整の1つの要因となっている「103万円の壁」の問題には、103万円を境に妻の就労に伴い税負担が生じ始めることによる「心理的な壁」と、夫の会社の配偶者手当が支給されなくなることで世帯の手取りが減る「現実的な壁」の問題の2つがある。
- 「103万円の壁」を取り除くには、前者は配偶者（特別）控除の改正、後者は企業に配偶者手当制度の改正を促すことが必要となる。もっとも、これらの施策が行われても依然として「130万円の壁」は残るため、女性の就労が促進されるとしても、それは給与収入103万円から130万円までの範囲に限った話である。女性の活躍推進のためには「130万円の壁」の問題と合わせた検討が必要であろう。

1. 背景

夫が主たる収入を稼ぎ、妻が補助的な収入を得ようとする場合において、妻の年収が「103万円」または「130万円」を境にしてそれを超えると税負担が発生したり、世帯の手取り額が減少したりすることがある。このため、これらの範囲に収まるよう女性が収入や就業時間を調整することがままあり、これらが女性の就労を妨げる「103万円の壁」、「130万円の壁」と言われている。「103万円の壁」については所得税・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除に係る問題、「130万円の壁」については厚生年金・健康保険の保険料負担に係る問題である。

図表1は、パート労働者が就労調整を行う理由について示したものであり、特に女性が、年収103万円を超えた場合に生じる税負担や、年収130万円以上となった場合に生じる社会保険料負担などを理由に就労調整が行われていることがわかる。

政府は「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）において女性の活躍推進を掲げ、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」としており、2014年3月19日

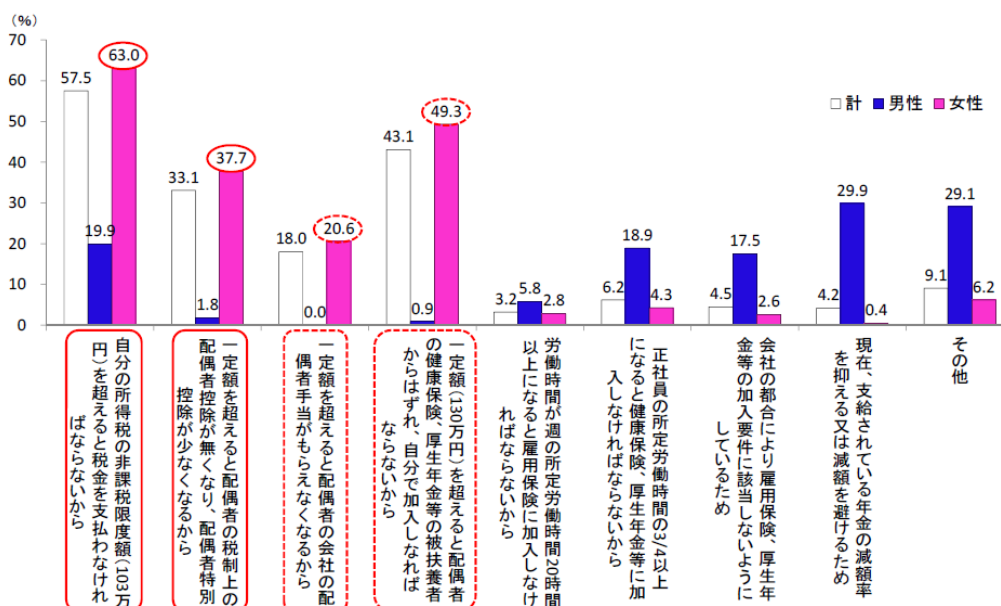
の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議において、安倍首相は麻生財務大臣・田村厚生労働大臣に「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい」と指示した。

これを受けて、2014年4月14日に開催された政府税制調査会（以下、政府税調）では「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度」が議題となり、配偶者控除や社会保険制度における扶養の範囲などについて財務省・総務省・厚生労働省から説明が行われた。

政府税調では次回、5月上旬に総会を開き、これらの問題について議論を開始するとしている。

本稿ではこのうち、所得税・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除に係る「103万円の壁」について解説し、政府税調で検討されていると報道されている案について論じ、今後の改正動向について展望を示す。

図表1 パート労働者が就労調整を行う理由



(備考) 厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注) 計数は、配偶者のいる者の数値。

(出所) 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕(政府税制調査会資料)(平成26年4月14日)

2. 税制上の問題と政府税調での論点整理

(1) 配偶者控除と配偶者特別控除

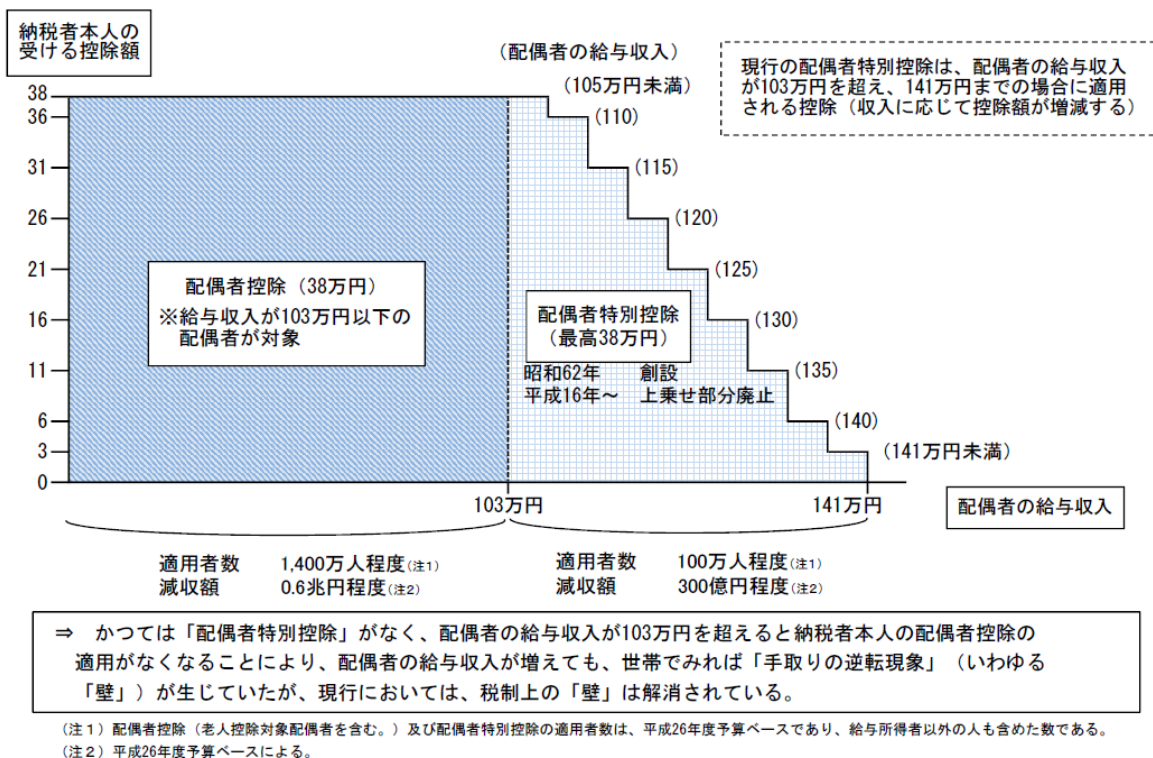
配偶者控除は、配偶者の所得が年38万円以下（給与収入換算で年103万円以下）の場合、その配偶者を扶養する納税者において、所得税で年38万円、住民税で年33万円の所得控除が受けられるものである。

夫が主たる収入を得る者となり、妻が補助的にパート等で働くことを考えた場合¹、配偶者控除があるだけで、妻の収入が103万円を超えた途端、所得控除がなくなることになり、妻の収入が103万円以下のときよりも世帯の手取りが減少する逆転現象も発生することが考えられる。そこで、配偶者特別控除が設けられている。

配偶者特別控除は、配偶者の所得が年38万円超76万円未満（給与収入換算で年103万円超141万円未満）の配偶者を扶養する納税者において、所得税で3～38万円、住民税で3～33万円の所得控除が受けられるものである²。

次の図表2のように、配偶者の所得が増加するごとに段階的に所得控除額が縮小していく仕組みとなっており、これにより、妻の収入が103万円を超えても段階的に夫の配偶者特別控除の控除額が減少する形となるため、世帯の手取りが減少しないように制度設計されている。

図表2 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（所得税）



(出所) 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」(政府税制調査会資料)(平成26年4月14日)

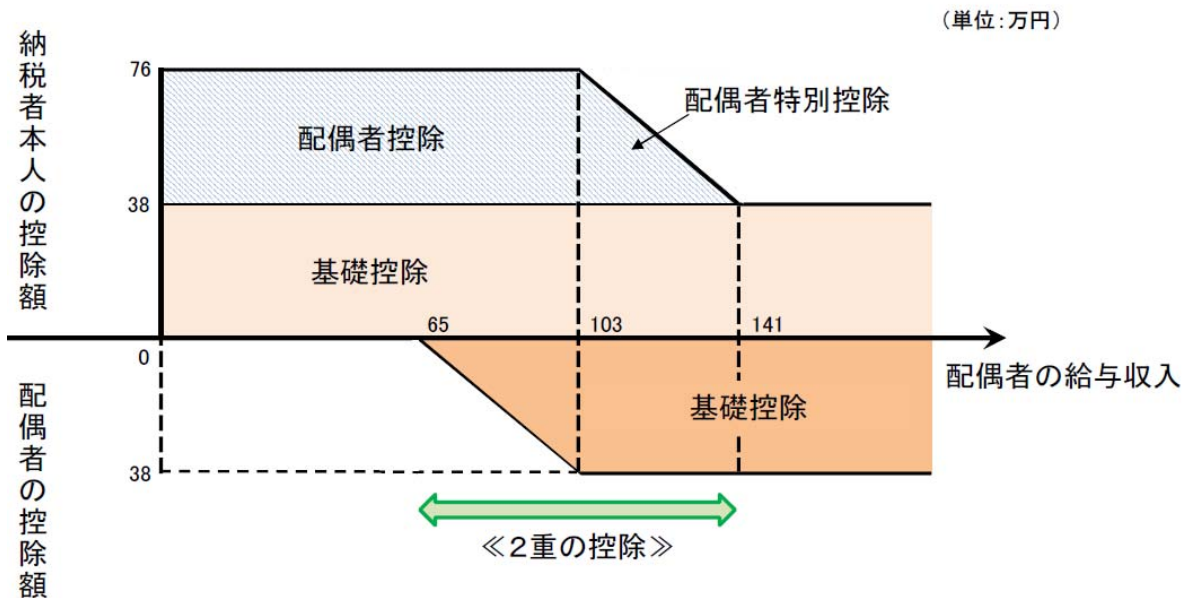
¹ 配偶者控除の適用要件に性別はなく、夫婦の収入関係が逆であっても同じ話となる(後述する配偶者特別控除、社会保険の適用要件についても同じである)。本稿では説明の便宜上、主たる収入を得る者を夫、補助的に働く者を妻として説明を行っている。

² ただし、配偶者特別控除には、納税者本人の合計所得金額1,000万円以下という所得制限がある。

(2) 基礎控除と配偶者（特別）控除の「二重の控除」

世帯で見た所得税の人的控除³の合計額について示すと、次の図表3のようになる。

図表3 世帯で見た各控除の関係



(出所) 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」(政府税制調査会資料)(平成26年4月14日)

夫が主たる収入を得る者となり、妻が補助的にパート等で働くことを考えた場合、妻の給与収入が65万円以下である場合は、夫が配偶者控除（38万円）と基礎控除（38万円）を受けることができ、合計76万円の所得控除を受けることができる。また、妻の給与収入が141万円以上である場合は、夫婦ともに基礎控除（38万円）を受けることができ、やはり合計76万円の所得控除を受けることができる。

しかしながら、妻の給与収入が65万円超141万円未満の範囲内にある場合は、夫は配偶者（特別）控除と基礎控除を受け、妻自身も基礎控除を受けられるため、夫婦合計の人的控除の額は76万円を上回る。夫婦合計の人的控除の額が最も大きくなるのは、妻の給与収入が103万円のときであり、このときは、夫は基礎控除（38万円）と配偶者控除（38万円）、妻は基礎控除（38万円）と、夫婦合計で114万円の所得控除を受けられる。

4月14日の政府税調における財務省・総務省の説明資料では、図表3の通り、このことを「2重の控除」と説明している。

また、かつて平成19年に政府税調で取りまとめられた「抜本的な税制改革に向けた基本的考

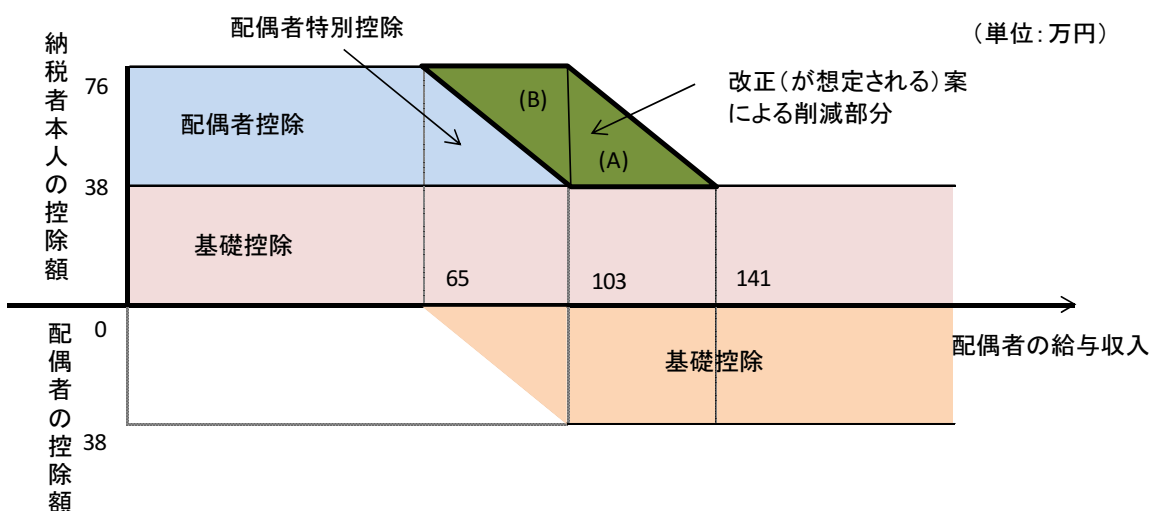
³ 人的控除とは、基礎控除（納税者本人）、配偶者控除（納税者の配偶者）、扶養控除（納税者の扶養親族等）など、要件を満たす人について1人あたり一定額が与えられる所得控除のことである。

え方」(平成19年11月)においても、配偶者控除・配偶者特別控除を見直すべき論点の1つとして「納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する可能性がある」ことを挙げていた⁴。

政府税調がこうした二重の控除の「不公平感をなくすため、控除額を76万円に近づける方向で検討する」⁵との報道も行われている。

すなわち、次の図表4のように、配偶者控除の適用要件とする妻の給与収入を103万円以下から65万円以下に引き下げ、配偶者特別控除の適用要件とする妻の給与収入の範囲を103万円～141万円から65万円～103万円に引き下げることが考えられる⁶。

図表4 配偶者控除・配偶者特別控除の想定される改正案



(注) (A) (B)の意味については脚注12を参照。

(出所)財務省資料を参考に大和総研作成

3. 試算による現行制度の確認と改正（が想定される）案の検討

妻の収入によって変わる配偶者（特別）控除が世帯の手取りにどのような影響を与えているかを確認し、政府税調で検討されている改正（が想定される）案が実施された場合、どう変わるのかを試算する。

2014年の税制・社会保障制度を基準として、夫が会社員（厚生年金・健康保険の被保険者）

⁴ もっとも、日本の課税単位は個人単位であるため、個人単位で基礎控除と配偶者控除の両方を適用することに問題はないものとも考えられる。「二重の控除」とは、世帯単位で課税ベースを考えるものである。

⁵ 2014年4月15日付読売新聞朝刊2面

⁶ なお、夫婦の人的控除の合計額を76万円とする方法には、納税者に扶養される配偶者において基礎控除を制限する方法も考えられるが、全ての人に認められるべき基礎控除を制限することにより年収65～141万円程度の者に追加的な税負担を求めるよりは、その者を扶養する納税者（年収141万円を大きく上回るであろう）に追加的な税負担を求める方が自然であろう。

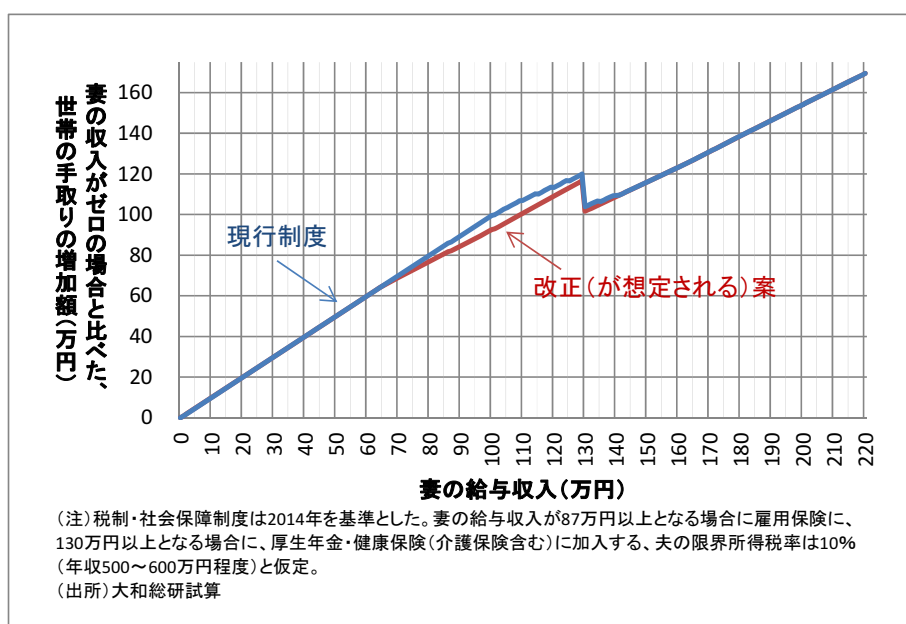
であり、妻の給与収入が 0 万円（専業主婦）である場合と比べて、年間 1 万円から 220 万円まで 1 万円刻みで給与収入を増やしていったとき、どの程度世帯の手取りが増加するかを試算した。

社会保険については、妻の給与収入が 86 万円以下である場合は一切適用せず、87 万円以上 129 万円以下である場合は雇用保険のみに加入し⁷、130 万円以上である場合は雇用保険・厚生年金・健康保険（介護保険含む）に加入するものとした⁸。

改正（が想定される）案については、図表 4 に示した通り、妻の給与収入が 65 万円以下である場合は現行通り夫に 38 万円の配偶者控除が適用される一方、65 万円を超えた場合、妻の給与収入が 1 万円増えるごとに夫に適用される配偶者特別控除が 38 万円から 1 万円ずつ減少していくものとし、妻の収入が 103 万円以上で夫に適用される配偶者（特別）控除はゼロになるものとした⁹。

試算結果は、次の図表 5 に示される。

図表 5 妻の給与収入と世帯の手取りの関係



⁷ 雇用保険の加入要件は所定労働時間が週 20 時間以上である場合である。ここでは、東京都の最低賃金時給 869 円で週 20 時間、年間 50 週働く場合の年収 86 万 9,000 円を参考とし、年収 87 万円以上で雇用保険に加入するものとした。

⁸ 年収が 130 万円以上であると厚生年金・健康保険において配偶者の扶養とすることができなくなる。厚生年金・健康保険の加入要件は所定労働時間が通常の労働者の 3/4 以上であること等として定められており、年収が要件とされているわけではない。しかし、東京都の最低賃金時給 869 円で週 30 時間、年間 50 週働く場合の年収は 130 万 3,500 円であり、概ね年収 130 万円以上となる場合に厚生年金・健康保険に加入しているものと考えられる。このため、ここでは年収 130 万円以上で厚生年金・健康保険に加入するものとした。

⁹ 住民税については、妻の給与収入が 65 万円以下である場合は現行通り夫に 33 万円の配偶者控除が適用される一方、65 万円を超えた場合、妻の給与収入が 1 万円増えるごとに夫に適用される配偶者特別控除が 33 万円から 1 万円ずつ減少していくものとし、妻の収入が 98 万円以上で夫に適用される配偶者（特別）控除はゼロになるものとした。

図表 5 を見れば明らかな通り、現行制度と改正（が想定される）案のいずれにおいても、妻の給与収入が 130 万円以上となると世帯の手取りが減少する「130 万円の壁」は見られるが、妻の給与収入 103 万円の前後にはそのような「壁」は見られない。前述した通り、税制上、配偶者の所得が増加するごとに段階的に所得控除額が縮小していく仕組みを作っているため、給与収入 103 万円の前後では妻の収入が増えても世帯の手取りが減少するような「逆転現象」は生じないのである¹⁰。

とはいえ、現行制度においても妻の給与収入が 103 万円を超えると妻自身に所得税が発生し、夫は配偶者特別控除の金額が減り始め、税負担が増え始める。図表 1 に示した通り、給与収入が 103 万円に収まるよう就労調整を行っている女性が多々見られるのは、妻の収入が増えることに対して何らかの税負担が生じることを嫌う「心理的な壁」である面が大きいものと思われる。

行動経済学の研究によると、人間は無料(0 円)であることの心理的効用を特に強く感じたり、心理的な参照点と比べ少しでも損をすることを強い心理的苦痛に感じたりする性質がある¹¹。すなわち、税負担が 0 円であることには強い心理的効用を感じ、税負担が 0 円から 1,000 円に増えることは、たとえ 1,000 円というのが些末な金額であったとしても、強い負担感を抱くものと考えられる。このため、「税負担が生じる」ということそのものが、「103 万円の壁」として就労調整を行わせる心理的な壁となっていることが考えられる。

改正（が想定される）案では現行制度と比べ、妻の給与収入が 65 万円超 141 万円未満の範囲内である場合の夫の税負担を増やし、世帯の手取りを減少させる。現行制度比の負担増の金額が最も多いのは、妻の給与収入が 103 万円の場合であり、7.18 万円増である。妻の給与収入が 65 万円以下または 141 万円以上である場合の税負担および世帯の手取りは変わらない。

改正（が想定される）案によると、妻の給与収入が 65 万円を超えると、妻の収入があることによって何らかの世帯の税負担が生じることになる。改正（が想定される）案が実施されれば、これを嫌って給与収入が 65 万円以下になるよう就労調整が行われる（「心理的な壁」の位置が 103 万円から 65 万円に下がってしまう）可能性もある。しかし、65 万円という金額が十分に少なく、補助的な収入であろうと妻が何らかの収入を得れば何らかの税負担が生じるのが当たり前のこととして認識されるようになれば、税負担が生じるか否かの問題ではなく、税負担がいくらになるのかという金額の問題に置き換えられ、「心理的な壁」が取り払われる可能性もある。

もっとも、この場合においても妻の給与収入が 130 万円以上となると厚生年金・健康保険の保険料により世帯の手取りが大きく減少する「130 万円の壁」に直面することになるため、改正（が想定される）案により女性の就労が促進されるとしても、それは給与収入 130 万円までの範

¹⁰ ただし、夫の合計所得金額 1,000 万円を超えるため配偶者特別控除の適用を受けられない場合を除く。

¹¹ ダン・アリエリー著、熊谷淳子訳『予想どおりに不合理-行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」』早川書房、2008 などを参照。

圏に限った話である。

なお、改正（が想定される）案のように配偶者控除・配偶者特別控除を縮小すると、少なくとも1,200億円程度は増収になるものと考えられる¹²。現在、政府税調は法人課税ディスカッショングループを設置し、法人税率引き下げのための代替財源を探しているところである。また、2015年度に導入予定の新たな子育て支援制度の予算についても4,000億円程度の財源不足が生じており、こちらも財源探しが行われている¹³。配偶者控除・配偶者特別控除の改正は増収を生じさせることとなるため、こうした議論にも影響を与えることが考えられる。

4. 夫の会社の配偶者手当

税制上の問題ではないが、配偶者控除の適用を条件に配偶者手当（名称は会社によって異なる）を支給している企業は少なくない。

やや古い調査になるが、内閣府男女共同参画局「雇用システムに関するアンケート調査」（平成14年3月公表）によると調査対象企業の約8割が配偶者手当¹⁴を支給しており、支給企業のうち約5割は配偶者控除の適用を条件としている。

同調査における配偶者手当の支給企業の平均支給額は月約1万4,500円で、年換算では17.4万円と大きな金額である。すなわち、妻の年収が103万円を超えて配偶者控除の適用を受けられなくなった場合、夫の会社からの配偶者手当が支給されなくなることによって、世帯の手取りが減少してしまうことはままあることである。

夫の会社の配偶者手当の支給要件が配偶者控除を受けていることとなっている場合、「103万円の壁」は心理的な壁にとどまらず世帯の手取りを減らす現実的な壁となっている。

この場合の「103万円の壁」を取り除くためには、企業が配偶者手当制度を改正する必要がある（配偶者の収入によらず支給するようにするか、配偶者手当そのものを廃止する必要がある）。

もっとも、配偶者控除の適用基準が改正されれば、それに連動して企業の配偶者手当の支給基準となる年収も変更されるものと考えられる。前述したように、配偶者控除の適用基準が年収103万円から65万円に引き下げられれば、同様に配偶者手当の適用基準についても多くの企業が年収103万円から65万円に引き下げられるかもしれない。

¹² 改正（が想定される）案は現在の配偶者特別控除に相当する控除をなくし（図表4の(A)部分）、現在の配偶者控除の一部を縮小するものである（図表4の(B)部分）。財務省・総務省によると、図表4の(A)部分の減収見込み額（すなわち、廃止による増収見込み額）は計約599億円である。「103万円の壁」を理由に就労調整を行っているとする人が多いことを考慮すると、図表4の(B)部分の縮減による増収見込み額は、少なくとも図表4の(A)部分の廃止による増収見込み額よりは多いものと考えられる。このため、改正（が想定される）案による増収見込み額は599億円の2倍以上、少なくとも1,200億円程度はあるものと考えられる。

¹³ 平成19年における政府税調の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）においても、配偶者控除・配偶者特別控除を見直すべき論点の1つとして「配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか」が挙げられていた。

¹⁴ この調査では家族手当（扶養家族に対する手当）という名称が用いられていた。以下同じ。

ただし、単純に配偶者手当を縮小するだけでは、従業員にとっては単なる賃金の引き下げとなる。そこで、配偶者手当を縮小する一方で、同時に、企業内に保育所を設けたり、従業員に保育費用の助成金を支給したりするなど、配偶者の就労（共働き）を促す施策とセットで配偶者手当制度を改正すれば、従業員の理解も得やすいのではないだろうか。

配偶者手当制度の改正と配偶者の就労を促す施策をセットで実施している企業に対して「なでしこ銘柄」（経済産業省・東京証券取引所）や「ダイバーシティ企業 100 選」（経済産業省）などの企業表彰を行うのも、企業の行動を後押しする施策となるだろう。

5. まとめ

就労調整の1つの要因となっている「103万円の壁」の問題には、103万円を境に妻の就労に伴い税負担が生じ始めることによる「心理的な壁」と、夫の会社の配偶者手当が支給されなくなることで世帯の手取りが減る「現実的な壁」の問題の2つがある。

前者の「心理的な壁」については、税負担が生じ始める収入のラインを引き下げ、補助的な収入であろうと妻が何らかの収入を得れば何らかの税負担が生じるのが当たり前のこととして認識されるようになれば、取り払われることになる可能性もある。政府税調の改正（が想定される）案と報道されている「二重の控除」を解消する案は、「心理的な壁」の除去に資する可能性がある。

後者の「現実的な壁」については、企業の配偶者手当制度を改正する必要がある。配偶者控除が改正されれば、連動して配偶者手当の支給基準の年収も変更されることが多いものと考えられる。配偶者手当制度の改正とセットで配偶者の就労を促進する施策を行った企業を表彰するのもよいだろう。

もっとも、これらの施策によって「103万円の壁」を取り払うことに成功したとしても、妻の給与収入が130万円以上となると世帯の手取りが大きく減少する「130万円の壁」に直面することになるため、女性の就労が促進されるとしても、それは給与収入130万円までの範囲に限った話である。

「103万円の壁」だけを除去してもすぐに「130万円の壁」に直面することになるため、改正の効果は大きなものにはならないものと考えられる。このため、「103万円の壁」は「130万円の壁」の問題と合わせて議論されることとなるだろう。

【以上】